Himeji city society of commerce and industry

商工会ニュース

第 208 号
令和 8 年 11 月 2 日
姫路市商工会

法律相談	税務相談
事業のトラブル解決！	*税務関係の事例について的確にアドバイス！*
令和 8 年 **12 月 16 日**（水）	令和 8 年 **11 月 11 日**（水）

● 時間：14：00～16：00

● 場所：姫路市商工会　本所（姫路市夢前町前之庄 1434-15）

※ 相談希望の方は、事前に電話予約をお願いします（TEL：079-336-1368）

相談無料
秘密厳守

◆令和 8 年度税制改正について

⑴ 基礎控除の引き上げ

イ　次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額 （令和 8･9 年分における収入が給与だけの場合の収入金額(注 3)）	基礎控除額（改正された範囲）			
	改正後（注 1）		改正前（注 1）	
	令和 8･9 年分	令和 10 年分以後	令和 8 年分	令和 9 年分以後
132 万円以下 （206 万円以下）	（注 2） 104 万円	（注 2） 99 万円	（注 2） 95 万円	
132 万円超　336 万円以下） （206 万円超　475 万 1,999 円以下）		62 万円	（注 2） 88 万円	58 万円
336 万円超　489 万円以下） （475 万 1,999 円超　665 万 5,556 円以下）			（注 2） 68 万円	
489 万円超　655 万円以下 （665 万 5,556 円超　850 万円以下）	（注 2） 67 万円		（注 2） 63 万円	
655 万円超　2,350 万円以下 （850 万円超　2,545 万円以下）	62 万円		58 万円	

（注）1　所得税法第 86 条の規定による基礎控除額 62 万円（改正前：58 万円）に、租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規定による加算額を加算した額となります。

2　62 万円にそれぞれ 42 万円、5 万円、37 万円を加算した金額（改正前：58 万円にそれぞれ、37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額）となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3　下記⑵の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4　合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ　基礎控除額の引き上げ及び給与所得控除の最低保障額の引き上げに伴い、令和 9 年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

⑵ 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

イ　給与所得控除について、65 万円の最低保障額が 74 万円に引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和８・９年分	令和 10 年分以後	
190 万円以下	（注 1） 74 万円	その収入金額×30%+8 万円 （69 万円未満となる場合は、69 万円）	65 万円
190 万円超　220 万円以下			その収入金額×30%+8 万円

（注）1　給与所得控除の最低控除額等の特例（租税特別措置法第 29 条の４）の適用後の給与所得控除額となります。

2　給与等の収入金額が 220 万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

□本　　所　〒671-2103　姫路市夢前町前之庄 1434-15　TEL（079）336-1368　FAX（079）336-1130
□家島支所　〒672-0102　姫路市家島町宮 1900　TEL（079）325-0629　FAX（079）325-2359
□香寺支所　〒679-2151　姫路市香寺町香呂 204-1　TEL（079）232-0570
□安富支所　〒671-2401　姫路市安富町安志 1151　TEL（0790）66-2696

◆人材獲得セミナー＆個別相談会を開催します！

（労働環境対策事業）

【応募につながる求人票～劇的ビフォー・アフター実例大公開～】

人材不足のそのお悩み、求人票の「見せ方」で解決します。

◇ 日時：11 月 12 日（木）10:00～12:00

◇ 場所：姫路市商工会 本所

◇ 講師：人事の扉(株)　代表取締役　桜井　透　氏



セミナー講師による個別相談会　同日開催

◇ 日時：11 月 12 日 13:00～17:00（4 枠各 50 分　予約制）

お申し込みは
こちらから

※ 求人サポート情報 19 社掲載　Web サイト公開中！

◆ひめじ観光ビジネスコンテストのご案内

姫路・播磨地域には、姫路城をはじめとする豊かな歴史や食、自然、そして産業といった多彩な魅力が存在していますが、現状では姫路城の見学だけで観光を終えてしまう来訪者が多く、地域全体の周遊や宿泊による消費拡大には大きな伸びしろが残されています。

こうした中、地域には「ワールドマスターズゲームズ 2027 関西」や「瀬戸内国際芸術祭 2028」、さらに 2030 年の神戸空港国際定期便就航など、国内外から大きな注目を集める好機が控えています。

この追い風を活かし、「どうすれば姫路・播磨地域に足を運んでいただき、一日でも長く滞在・宿泊して消費していただけるか」という地域の課題解決を目指し「第 2 回 ひめじ観光ビジネスコンテスト（2026 年度）」の募集が開始されました。

お問い合わせ先：ひめじ観光ビジネスコンテスト実行委員会
（姫路商工会議所・公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー）
連絡先：TEL：079-223-6555　Email:machi@himeji-cci.or.jp

◆中小小規模事業者向けの経営相談窓口のご案内

相談内容：(例)持続化補助金等の各種補助金申請、経営計画策定支援など。
日　　程：原則毎週水曜日　10:00～12:00、13:00～15:00
※必ず事前予約をお願いします。
会　　場：姫路市商工会　本所・家島支所・香寺支所・安富支所
※ZOOM 等を利用した相談も可
相 談 員：中小企業診断士　荒木　慎吾　氏

◆支所相談窓口のご案内

各支所(香寺支所・安富支所)下記日程にて相談窓口を開設しております。
お気軽にご利用ください。
【香寺支所】火曜日・金曜日　9:00～12:00、13:00～16:00
【安富支所】月曜日・木曜日　9:00～12:00、13:00～16:00
相　談　員：藤岡　泰造　氏

青年部に入って同年代の繋がりを作りませんか!?

◆入部資格

商工会に属する事業所の代表者、または事業に従事する役員又はこれに準ずる方で、年齢満45歳以下の方

入会ご希望の方は、上記 QR コードまたはお電話(079-336-1368)にてお気軽にお問い合わせください!!

